



2019年8月9日

各 位

会 社 名 株式会社文教堂グループホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 協治  
(JASDAQ: コード番号9978)  
問い合わせ先 財務経理部長 小林 友幸  
(TEL: 044-811-0118)

**事業再生 ADR 手続における第 2 回債権者会議の開催  
及び第 2 回債権者会議の続会の開催予定に関するお知らせ**

当社および当社子会社である株式会社文教堂（以下合わせて「当社ら」といいます。）は、2019年6月28日付「事業再生 ADR 手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）のもとで、お取引金融機関様と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、すべてのお取引金融機関様の同意による成立を目指しております。

そして、本日、事業再生 ADR 手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関様の出席のもと、同手続に基づく事業再生計画案の協議のための債権者会議（第 2 回債権者会議）を開催いたしました。しかしながら、第 2 回債権者会議においては、当社らが策定した事業再生計画案について、事業再生実務家協会より、調査報告書に基づいて、当該事業再生計画案が公正かつ妥当で経済合理性を有するものであるかについての意見を述べる必要があるところ、事業再生計画案の策定の完了が第 2 回債権者会議の直前となってしまったことから、第 2 回債権者会議においては、事業再生実務家協会による調査報告書に基づくご説明ができない状況にいたりました。

そのため、第 2 回債権者会議においては、これまでの経過報告を行うとともに、第 2 回債権者会議の続会を、2019年9月6日に開催することをご承認いただきました。

なお、事業再生 ADR 手続に関するスケジュールは、現在のところ、以下のとおり予定しております。ただし、手続きの進捗状況等により、変更される可能性がありますので、あらかじめご留意ください。

2019年9月6日	第2回債権者会議の続会（事業再生計画案の協議）
2019年9月27日	第3回債権者会議（事業再生計画案の決議）

以上